



# 長野県報

2月16日(月)  
平成16年  
(2004年)  
第1533号

## 目次

### 告示

保安林予定森林(4件)(森林保全課).....	1
解除予定保安林(3件)(森林保全課).....	3

### 公 告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課).....	3
特定調達契約に係る一般競争入札(管財課).....	4
平成16年度長野県農業大学校農学部学生の第2次募集(農業技術課).....	6
県営土地改良事業の変更計画(土地改良課).....	8
土地改良区の定款変更認可(土地改良課).....	8
監査結果の公表(監査委員事務局).....	8

## 告示

### 長野県告示第67号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成16年2月16日

長野県知事 田中康夫

#### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡高遠町大字勝間1596の1、1659、1670の1、1670の2、1670の4、1670の46、1670の47、1671、1673の1から1673の3まで、1673の6、1673の7、箕輪町大字東箕輪字日影入2071の16

#### 1(2) 指定の目的

水源のかん養

#### 1(3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡根羽村3424の159から3424の163まで、3424の224、下條村睦沢186の1、187の1、5116の1、7873の178、陽臘4765の6、4765の7、泰阜村5563の1、5563の19、5563の20、5563の26、5563の28、5868の1、6079の1、6080の3、8597の2、8597の13

#### (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

根羽村3424の159から3424の163まで、3424の224、泰阜村5563の1、5563の19、5563の20、5563の26、5563の28、5868の1、6079の1、6080の3、8597の2、8597の13

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

### 長野県告示第68号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成16年2月16日

長野県知事 田中康夫

#### 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡宮田村4752の2、4752の99、4752の100

#### 2 指定の目的

公衆の保健

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び上伊那郡宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

## 長野県告示第69号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成16年2月16日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡四賀村大字七嵐字峠横水下601、字峠横清水602のイ(次の図に示す部分に限る。)、字小窪622のイ、字峠沢636、字長原661のト、661のチ、661のホ、662、字ヤタケイワ697のレ(次の図に示す部分に限る。)、697のソ、字峠1141の9、1141の19、1141の23、字白張1152の14、1152の28(次の図に示す部分に限る。)、1152の29、坂井村字漸々11319の10、字湯口11548の5(次の図に示す部分に限る。)、11548の19

## (2) 指定の目的

干害の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯口11548の5(次の図に示す部分に限る。)

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

## 2(1) 保安林予定森林の所在場所

小県郡丸子町大字腰越字十メ石6、7の1、26の3

## (2) 指定の目的

落石の危険の防止

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 3(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡浪合村1139の414、1139の420、1139の421、1139の426、1139の435、1166の120、1166の121、1166の128、1166の129、1166の131、1166の133

## (2) 指定の目的

公衆の保健

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

## 長野県告示第70号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年2月16日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

中野市大字越宇前平1926、1927、1928の2、1929の1から1929の3まで

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前平1926

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

## 2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市大字入山字北荻久保浦2520の2、2520の3、2521、2522の1、2522の2、2524の5、字北荻久保東2621のロ、2622のロ、駒ヶ根市赤穂5の105、5の106、上伊那郡中川村片桐2447の39(次の図に示す部分に限る。)、2447の100、2987の5、2988の1、2988の2、更級郡大岡村字女藏里甲7326、甲7338、字八重堀甲7340、甲7345、甲7400の1、甲7423の1、甲7425、埴科郡坂城町大字坂城字土井ノ入5522、5523の1、5523の8、上水内郡小川村大字小根山字沢入962の2、963、964の1、967

の1、967の4、969の1、969の3、969の4、970の1、970の2、字林の浦1053、1054の2、1055、1059の1、字夜打久保1243の2、1244

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北荻久保浦2520の2、2520の3、2521、2522の1、2522の2、2524の5、字北荻久保東2621のロ、2622のロ、赤穂5の105、5の106、片桐2447の39(次の図に示す部分に限る。)、2988の1、2988の2(次の図に示す部分に限る。)、字女藏里甲7326、甲7338、字八重堀甲7340、甲7345、甲7400の1、甲7423の1、甲7425、字土井ノ入5522、5523の1、5523の8、字沢入962の2、963、964の1、967の1、967の4、969の1、969の3、969の4、970の1、970の2、字林の浦1053、1054の2、1055、1059の1、字夜打久保1243の2、1244

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

**長野県告示第71号**

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成16年2月16日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡飯島町田切1212の4、1212の5、1212の380、1212の431、1212の433、1212の434、1212の444から1212の446まで、1212の449

## 2 保安林として指定された目的

水害の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

**長野県告示第72号**

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成16年2月16日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡宮田村4752の2、4752の10から4752の12まで、4752の22、4752の23、4752の72、4752の73、4752の99、4752の100

## 2 保安林として指定された目的

水害の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

**長野県告示第73号**

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成16年2月16日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 解除に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穏字池ノ平7148の75、7148の77

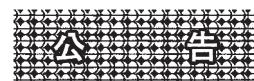
## 2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月16日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県電子計算機操作業務委託一式

## (2) 役務の特質

長野県電算業務に係る電子計算機操作処理

## (3) 履行期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

## (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事